令和7年4月17日

各学区区政協力委員長　様

西区区政部地域力推進課長

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ・LED防犯灯）について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、防犯カメラの設置及び防犯灯のLED化に対する見出しの補助金について、本年度も実施することになりましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

１　補助金の概要
別添のリーフレット及びマニュアルをご参照ください。

２　交付申請
（１）防犯カメラ（新規設置）と防犯灯LED化（現物給付以外）
受付期間：令和8年1月30日（金）まで（随時受付・先着順）
※予算に達し次第、受付を終了する可能性がありますので、申請を希望する場合は、お早めに申請をお願いします。
設置時期：補助金交付決定（随時）以後～令和8年3月中
※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。
（２）防犯灯LED化（現物給付）
受付期間：令和7年7月31日（木）まで
設置時期：補助金交付決定（9月中旬頃）以後～令和8年3月中
※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。
（３）防犯カメラ（修繕）※令和7年度から
対象：街頭犯罪抑止対策整備事業補助金を利用して設置した防犯カメラ
※防犯カメラ・録画装置の修繕を伴わない付属物のみの修繕・交換は補助の対象となりません。
受付期間：令和8年1月30日（金）まで（随時受付・先着順）
設置時期：補助金交付決定（随時）以後～令和8年3月中
※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。

３　提出書類について

別添のリーフレット及びマニュアルをご参照ください。

名古屋市公式ウェブサイトの案内ページに提出様式のデータがあります。

※「名古屋市　防犯カメラ」、「名古屋市　LED 防犯灯」などとインターネットで検索すると案内ページを見つけることができます。

４　その他

申請団体名と補助金振込先となる口座の名義が異なると、補助金交付に支障が生じる場合がありますので、必ず同一名義でご申請ください。

西区区政部地域力推進課
担当　田中、中齋、牛丸
電話　５２３－４５２３

防犯カメラ設置費用の一部を助成します！（7年度）

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）

補助金の目的

犯罪が多発している地域において、地域団体が行う犯罪抑止に有効なハード整備である防犯カメラの設置に対し助成します。
従来実施しているソフト事業との相乗効果により、効果的な防犯活動の実施、街頭犯罪の抑止を図ります。

補助対象団体

学区連絡協議会・町内会等

※ 日頃からパトロールなどの防犯活動を行っている団体が対象となります。

新規設置する場合

補助対象経費

防犯カメラ設置にかかる以下の経費

- 機器購入費
- 設置費用
- 「防犯カメラ設置中」などの表示板製作費　等
  ※表示板は、防犯カメラ1台につき10枚まで。
- 各種申請手数料（道路使用許可手数料など）
  ※防犯カメラを道路上に設置する場合は、道路占用許可など各種許可が必要となります。

補助率等

- 補 助 率：2／3以内
- 限 度 額：防犯カメラ1台につき 140,000円
- 上限台数：学区連絡協議会 10台
  その他の団体 5台

※平成25年度以降の当補助金による設置台数の上限は
学区連絡協議会 累計30台、その他の団体 累計15台とします。

スケジュール（予定）

4月～翌年1月末	補助金交付申請書を区役所地域力推進課に提出（先着順）
臨時	補助金交付決定
～3月末	防犯カメラ設置工事着手、完了
	実績報告書を区役所地域力推進課に提出
～5月末	補助金の交付

※予算に達し次第受付を終了する可能性があります。

対象となる防犯カメラ

設置時期

補助金交付決定以後から令和８年３月まで

※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。

設置場所及び撮影範囲

公道又は公道に面した公園など公共空間を撮影するもの

※公道又は公道に面した公園以外の公共空間の撮影を検討する場合は、必ず区役所地域力推進課へご相談ください。

※撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等に事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

※表示板を、原則、防犯カメラ設置場所又は近くの民有地に設置してください。

注意事項

申請時

・交付申請にあたっては設置後に発生する電気代や保守点検費用などランニングコスト等についても十分に検討をお願いします。なお、電気代については、防犯機器電気料補助金の補助対象となります。

※設置した翌年度から補助対象です。

・交付申請後に台数を減らしたり、取り下げたりすることは原則できません。

・予定台数に達した場合、期限より前に受付を終了する場合があります。

適切な運用

・設置後、6年間は運用しなければなりません。

・r名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、防犯カメラの設置及び利用基準を策定し、適切な維持管理を行ってください。適切な維持管理がなされていないと市が判断した場合、補助金の返還を求めることがあります。

※特にインターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを未設定又は初期設定のまま運用せず、他人に推測されないパスワードを設定・更新するほか、不正アクセスを防ぐためプログラムを最新の状態に更新し、適切なセキュリティ対策を行ってください。

防犯カメラが故障した場合の更新・修繕費用も補助対象になります！

令和7年度より修繕補助が開始

更新・修繕の場合

補助対象

以下のすべてを満たす防犯カメラ

修繕	●街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置 ●故障した防犯カメラ・録画装置を修繕 ●設置・更新の工事完了日から**1年以上経過** ※防犯カメラ・録画装置の修繕を伴わない交換・修繕は対象外 ※メーカー保証を受けられる場合は対象外 ※防犯カメラ1 台につき補助を受けられるのは1回のみ（更新をした場合は回数リセット）
更新	●街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置 ●故障した防犯カメラを取替 ●設置・更新の工事完了日から**6年以上経過** ●修繕を実施した場合、修繕の工事完了日から1 年以上経過 ●修繕不可または修繕費用より低廉 ※防犯カメラ本体の取替を伴わない場合は対象外

補助対象経費

修繕	●機器修繕費 ●修繕工事費用 ●「防犯カメラ設置中」などの表示板取替・追加購入費　等※1 ●各種申請手数料（道路使用許可手数料など）※2
更新	●機器購入費 ●設置費用 ●故障した防犯カメラの撤去・処分費 ●「防犯カメラ設置中」などの表示板制作費　等※1 ●各種申請手数料（道路使用許可手数料など）※2

※1表示板は防犯カメラ1台につき10台まで
※2防犯カメラを道路上に設置する場合は、道路使用許可など各種許可が必要になります。

補助率等

修繕	●補助率：2/3以内 ●限度額：防犯カメラ1台につき50,000円 ●上限台数：学区連絡協議会10台、その他団体5台
更新	●補助率：2/3以内 ●限度額：防犯カメラ1台につき140,000円 ●上限台数：学区連絡協議会10台、その他団体5台

※更新・修繕ともに同じ

申請の流れ

4月～翌年1月末	**補助金交付申請書を区役所地域力推進課に提出（先着順）**
随時	補助金交付決定
～3月末	**防犯カメラ設置工事着手、完了**
	実績報告書を区役所地域力推進課に提出
～5月末	補助金の交付

※予算に達し次第受付を終了する可能性があります。

注意事項

設置時期

防犯カメラは補助金交付決定以後から令和８年３月までに設置してください。

※交付決定以前に工事に着手したものは補助対象外です。

申請時

- **更新・修繕を検討している場合は区役所地域力推進課へご相談ください。**
- **交付申請後に台数を減らしたり、取り下げたりすることは原則できません。**
- **予定台数に達した場合、期限より前に受付を終了する場合があります。**

適切な運用

- **更新の場合、設置後6年間は使用しなければなりません。**
- **「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、防犯カメラの設置及び利用基準を策定し、適切な維持管理を行ってください。適切な維持管理がなされていないと市が判断した場合、補助金の返還を求めることがあります。**

〈参考：防犯機器電気料補助金〉

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）を活用して設置した防犯カメラについて、電気料の補助を行っています。

●補助額　〈参考〉令和6年度補助額
防犯カメラ１台あたり 2,088 円／年

※補助金額は各年度の電気料金を踏まえて決定します。
※年度途中に新設・廃止したもの、他に電気料の補助を受けているものについては対象外です。

お問い合わせ先

●区役所地域力推進課

千種区	753-1821	東　区	934-1122	北　区	917-6432	西　区	523-4524
中村区	433-2742	中　区	265-2228	昭和区	735-3824	瑞穂区	852-9302
熱田区	683-9423	中川区	363-4319	港　区	654-9621	南　区	823-9322
守山区	796-4521	緑　区	625-3873	名東区	778-3023	天白区	807-3821

●名古屋市地域安全推進課

972-3128

※提出書類・申請時期など詳しくは、お住まいの区の区役所地域力推進課でご確認ください。

令和7年4月1日現在

防犯灯ＬＥＤ化費用の一部を助成します！（7年度）

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯灯 LED 化）

補助金の目的

夜間の犯罪抑止に効果のある防犯灯について、地域の団体が行う防犯灯のＬＥＤ化に係る経費に対し、助成を行います。

補助対象団体

学区連絡協議会・町内会等

補助の内容

区　分	補助内容	1 団体あたり上限灯数
現物給付による LED灯の設置	市から LED灯（消費電力 10W 未満）を現物給付 ＋ 設置費用等の補助 1 灯につき上限 5,000 円	あわせて 上限10灯
現物給付以外の LED灯の設置	LED 灯購入費及び設置費用等の補助 1 灯につき上限 10,000 円	

補助対象経費

①ＬＥＤ防犯灯の新設
②既存の蛍光灯のＬＥＤ防犯灯への交換
③故障したLED防犯灯のＬＥＤ防犯灯への交換・修繕

にかかる以下の経費

- LED灯購入費（現物給付を受ける場合は除く）
- LED灯の設置費用
  （取付工事費、取付バンド代、取替える防犯灯の撤去・処分費など）
- 各種申請手数料
  （中部電力申請費、道路使用許可手数料など）
  ※道路上に設置されている防犯灯を LED 化する場合は、道路占用許可など各種許可が必要となります。

対象となる防犯灯

設置時期

補助金交付決定以後から令和８年３月まで

※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。

照明範囲

照明範囲の２分の１以上が公道上のもの

※私道、民地内や共同住宅の敷地内を照明するものは、原則として除きます。

スケジュール（予定）

●現物給付による LED 灯の設置

４～７月末	**補助金交付申請書を区役所地域力推進課に提出**
９月初旬	市が LED 灯を入札
９月中旬以降	補助金交付決定
	現物給付する LED 灯の配送（随時）
～３月末	**LED 灯設置工事着手、完了**
	実績報告書を区役所地域力推進課に提出
～５月末	補助金の交付

●現物給付以外の LED 灯の設置

４月～翌年１月末	**補助金交付申請書を区役所地域力推進課に提出（先着順）**
臨時	補助金交付決定
～３月末	**LED 灯設置工事着手、完了**
	実績報告書を区役所地域力推進課に提出
～５月末	補助金の交付

※現物給付以外のLED灯の設置の場合、予算に達し次第受付を終了する可能性があります。

防犯灯の点検をしましょう！

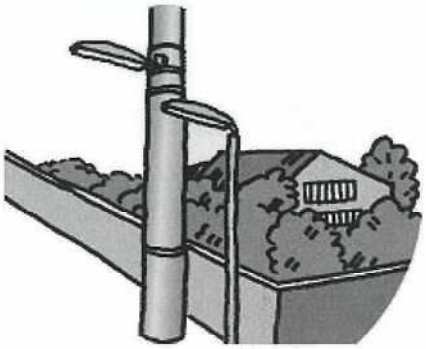

すぐ近くに他の照明はないか？

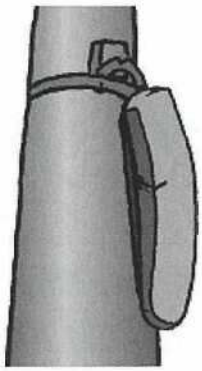

球切れや故障をしていないか？

- すぐ近くに街路灯など照明がないか点検しましょう。LED 化にあたり、町内会区域内で設置場所を移転した場合でも、補助金の対象となります。
- 球切れや故障をしていないか、落下の危険はないかなど、年に１回は点検をしましょう。

ＬＥＤ防犯灯の現物給付制度

名古屋市では、限られた予算で効率的に防犯灯のLED化を促進するため、現物給付制度を設けています。消費電力10W未満のLED灯を市がスケールメリットを生かして安価に一括購入し、補助対象団体に支給したうえで、その設置費用に対し補助金を交付します。

現物給付するLED灯（予定）

- **優良防犯機器（RBSS）に認定されている消費電力10W未満のLED灯相当（蛍光灯20Wと同等の明るさ）**
- **国内メーカー製品**
- **自動点滅器（光センサー）内蔵**
- **設置間隔１６～１８m※**
- **灯具の本体色は白色、灰色等**
- **光の色は昼白色以上**
- **光源寿命６万時間程度**
- **保証期間3年予定（雷などの災害や外的要因による故障は保証の対象外）**

＜参考製品＞

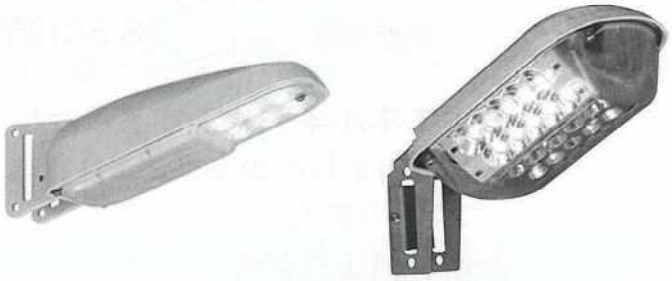

メーカー・機種は９月初旬以降、競争入札により決定するため、指定はできませんので、あらかじめご了承ください。

※ 警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」において、必要な照度とされているのは、「４m先の人の挙動、姿勢等が識別できる、地面の平均照度が３ルクス以上」となっており、これを満たす設置間隔

クラスB+
4m先の道路端の歩行者の挙動・姿勢が分かる。

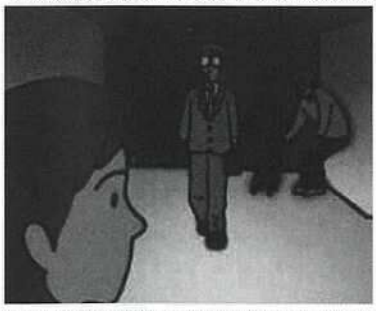

出典：日本防犯設備協会発行「防犯照明ガイド」vol.5.1

注意事項

○現物給付するLED灯は、補助対象団体が工事を発注する電気工事店等に直接配送します。

○現物給付は、LED防犯灯の灯具本体のみとなります。
電柱等に取り付ける際に必要な取付バンドなどは、ご用意いただくようお願いいたします（設置費用等の補助対象に含まれます）。

○**交付申請を締め切った後に、灯数を減らしたり、取り下げたりすることは原則できません。**工事費用などを確保したうえでお申し込み下さい。

LED防犯灯の特長

※地域安全推進課調べ

●蛍光灯よりも電気料金が抑えられます。

現物給付LED防犯灯（10W）は、同等の明るさをもつ蛍光灯防犯灯（20W）と比べて電気料金区分が下がるため、電気料金が安くなります。

	蛍光灯防犯灯（20W）		現物給付LED防犯灯
1灯あたりの年間電気料金（電気料金区分）※令和6年度	4,173円（20Wをこえ40Wまで）	約50%減 →	1,804円（10Wまで）

●蛍光灯よりも光源寿命が長いため、交換の頻度が少なくなります。

現物給付LED防犯灯（10W）の光源寿命は、蛍光灯防犯灯（20W）の約7倍であることから、交換の手間とメンテナンスコストが少なくなります。

	蛍光灯防犯灯（20W）		現物給付LED防犯灯
光源寿命	8,500時間	約7倍 →	60,000時間

●省エネルギー化をすることができます。

LED防犯灯への交換により省エネルギー化を進めることで、CO2の削減につながります。

●蛍光灯よりも虫が寄りつきにくくなります。

LED照明は多くの虫が好む紫外線の発生が少ないので、蛍光灯よりも虫が寄りつきにくくなります。

〈参考：防犯機器電気料補助金〉

名古屋市では、市内において防犯灯を維持管理する団体に対し、防犯灯の電灯料補助を行っています。

●補助額〈参考〉令和6年度補助額

ア.10Wまでの防犯灯　1灯あたり　913円／年

イ.ア以外の防犯灯　1灯あたり　1,994円／年

※補助金額は各年度の電気料金をふまえて決定します。

※年度途中に新設・廃止したもの、他に電灯料の補助を受けているもの、私道、民有地内や共同住宅の敷地内を照明するものについては対象外です。

※LED化により10Wまでの区分となった場合は、その翌年度から10Wまでの防犯灯の補助額となります。

お問い合わせ先

●区役所地域力推進課

千種区	753-1821	東　区	934-1122	北　区	917-6432	西　区	523-4524
中村区	433-2742	中　区	265-2228	昭和区	735-3824	瑞穂区	852-9302
熱田区	683-9423	中川区	363-4319	港　区	654-9621	南　区	823-9322
守山区	796-4521	緑　区	625-3873	名東区	778-3023	天白区	807-3821

●名古屋市地域安全推進課

972-3128

※提出書類・申請時期など詳しくは、お住まいの区の区役所地域力推進課でご確認ください。

令和7年4月1日現在

概要版　街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）新規申請

1 対象

区　　分	内　　容
対象団体	学区連絡協議会、町内会等
対象となる防犯カメラ	▪ 公共空間を撮影するもの ▪ 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、適切な維持管理を行っていくもの ▪ 6 年以上設置するもの
補助率	▪ 補助率　3 分の 2 以内 ▪ 限度額　140,000 円（防犯カメラ 1 台につき）
補助対象経費	▪ 機器購入費 ▪ 工事費（取付工事費、取付バンド代など） ▪ 各種申請手数料（中部電力申請費、道路使用許可手数料など） ▪ 表示板等の附属物の制作・購入費等　※数量制限あり
申請上限台数	学区連絡協議会：10 台（累計 30 台）　その他の団体：5 台（累計 15 台）

2 手続きの流れ

随時	① 設置場所の検討・調整

↓

4 月～翌年 1 月	② 交付申請の提出

提出先	区役所地域力推進課
提出書類	□ 交付申請書（第 1 号様式） □ 事業計画書（第 2 号様式） □ 設置予定場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記） □ 見積書の写し □ 防犯カメラのカタログなど機器の説明書類 □ 団体の規約及び概要（既に区役所等に提出している場合を除く）

↓

随時	③ 交付決定

↓

随時	④ 防犯カメラの設置及び利用基準の策定

「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って策定してください。
※道路占用許可等が不要の場合も<u>必ず策定してください。</u>

↓

随時	④－2 防犯カメラの設置及び利用基準の認証依頼 ※道路占用許可、公園施設設置許可等が必要な場合<u>のみ</u>

提出先	区役所地域力推進課
提出書類	□ 認証依頼文 □ 設置及び利用基準 □ 撮影場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記）

随時	⑤ 防犯カメラの設置 事前に設置する場所・建物等の所有者や管理者に許可・同意を取得してください。 ※「防犯カメラ設置中」と団体名が明示された表示板も必ず設置してください。

～3 月末	⑥ 実績報告 事業が完了したら実績報告書を提出してください。 提出先：区役所地域力推進課 提出書類： □ 実績報告書（第 7 号様式） □ 事業報告書（第 8 号様式） □ 設置場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記） □ 「防犯カメラの設置及び利用基準」（添付図面含む） ※ 年度中に、当該利用基準についてスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した場合は不要 □ 設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類の写し □ 請求書の写し及び請求書内訳の写し □ 領収書の写し □ 設置された現場の現況写真

随時	⑦ 補助額の確定

随時	⑧ 請求書の提出 実績報告提出後、確定した金額で請求書（第 9 号様式）を区役所地域力推進課へ提出してください。

～5 月末	⑨ 補助金の交付

翌々年度 4～6 月	⑩実施報告書の提出 提出先：区役所地域力推進課 提出書類： □ 実施報告書（第 11 号様式）

□部分は町内会等で行ってください。■部分は本市が行います。

3　注意事項

・交付決定以前に契約、工事等を行った場合、補助の対象となりません。
・防犯カメラを設置する場所・建物等によって申請方法が異なります。手続き方法等は、設置する場所・建物等の所有者や管理者にご確認ください。
・防犯カメラの設置にあたっては、総会等で承認されるなど団体の総意を得てください。
・補助金申請の詳細は、マニュアル「街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）～地域の皆さまへ～」をご確認ください。（市公式 HP に掲載）

概要版　街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯灯の LED 化）

1 対象

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>対象団体</td><td>防犯灯の管理者（学区連絡協議会、町内会、自治会等）</td></tr>
<tr><td>対象となる
防犯灯</td><td>照明範囲の 2 分の 1 以上が公道上であるもの
※私道・民地内通路を照明するものも、補助の対象となる場合があります。詳しくは区役所地域力推進課へご相談ください。</td></tr>
<tr><td>補助額</td><td><table><tr><th>区分</th><th>LED 灯具</th><th>工事費等</th></tr><tr><td>現物給付による LED 灯の設置</td><td>現物給付</td><td>上限 5,000 円</td></tr><tr><td>現物給付以外の LED 灯の設置</td><td colspan="2">上限 10,000 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>① LED 防犯灯の新設
② 既存の蛍光灯の LED 防犯灯への取替
③ 故障した LED 防犯灯の LED 防犯灯への取替（補助金を活用して設置・修繕等したものである場合、工事完了日から 1 年以上経過したもの）
にかかる以下の経費
▪ LED 灯購入費
▪ LED 灯の設置費用
（取付工事費、取付バンド代、取替える防犯灯の撤去・処分費など）
▪ 各種申請手数料（中部電力申請費、道路使用許可手数料など）</td></tr>
<tr><td>申請上限灯数</td><td>10 灯</td></tr>
</table>

2 手続きの流れ

<table>
<tr><td>共通 随時</td><td>① 防犯灯の設置場所の検討・調整</td></tr>
<tr><td colspan="2">↓</td></tr>
<tr><td>現物給付
4 月～7 月
現物給付以外
4 月～翌年 1 月</td><td>② 交付申請書の提出
<table><tr><td>提出先</td><td>区役所地域力推進課</td></tr><tr><td>提出
書類</td><td>□ 交付申請書（第 13 号様式）
□ 事業計画書（第 14 号様式）
□ 設置予定場所を明記した図面
□ 見積書の写し
□ LED 防犯灯のカタログなど機器の説明書類（現物給付の LED 灯以外）
□ 団体の規約及び概要（既に区役所等に提出している場合を除く）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">↓</td></tr>
<tr><td>現物給付 9 月初旬</td><td>③ 名古屋市が現物給付 LED 灯を一括購入（入札）</td></tr>
<tr><td colspan="2">↓</td></tr>
<tr><td>現物給付 9 月中旬
現物給付以外 随時</td><td>④ 交付決定</td></tr>
</table>

現物給付 9月中旬～	④　現物給付のLED灯の取り寄せ　※現物給付による設置の場合のみ 交付決定時にお渡しする「LED 防犯灯灯具の取り寄せについて」を工事の施工業者にお渡しし、LED灯を取り寄せてください。

共通 随時	⑥LED防犯灯の設置 設置する場所・建物等の所有者や管理者に許可・同意を取得し、防犯灯を設置してください。

共通 ～3月末	⑦実績報告 事業が完了したら実績報告書を提出してください。

区　分	内　　容
提出先	区役所地域力推進課
提出書類	□ 実績報告書（第19号様式） □ 事業報告書（第20号様式） □ 設置場所を明記した図面 □ 設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類の写し □ 請求書の写し及び請求書内訳の写し □ 領収書の写し □ 設置された現場の現況写真

共通 随時	⑧補助額の確定

共通 随時	⑨請求書の提出 実績報告提出後、確定した金額で請求書（第21号様式）を区役所地域力推進課へ提出してください。

共通 ～5月末	⑩補助金の交付

□部分は町内会等で行ってください。□部分は本市が行います。

3　注意事項

・交付決定以前に契約、工事等を行った場合、補助の対象となりません。
・防犯灯を設置する場所・建物等によって申請方法が異なります。手続き方法等は、設置する場所・建物等の所有者や管理者にご確認ください。
・補助金申請の詳細は、マニュアル「街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯灯の LED 化）～地域の皆さまへ～」をご確認ください。（市公式HPに掲載）